

大 監 第 20 号  
平成 23 年 7 月 14 日

大阪市監査委員	前 田 修 身
同	床 田 正 勝
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 23 年 5 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受付

##### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市が行っている朝鮮学校に対する補助金について、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間に補助金が交付されていることがわかった。

この行為は憲法 89 条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」に違反している。その結果として、朝鮮学校の援助が北朝鮮への財政援助に繋がり、北朝鮮という国家のテロや核開発への資金提供にも繋がっていると危惧される。また、北朝鮮という国家が独裁国家であり、言論や表現の自由もない人権蹂躪国家であることも周知の事実であり、北朝鮮の独裁体制の延命により、北朝鮮の市民の苦しみも果てしなく続くことに繋がると同時に北朝鮮という国家の延命は日本人妻や拉致被害者の帰国問題の解決を遅らせてしまうことも危惧される。

朝鮮学校は学校教育法に基づく学校ではなく、各種学校と同じ扱いであり、義務教育としての要件を満たさないため、朝鮮学校を卒業しても日本の小学校を卒業した資格すら得られず、一般の企業などへの就職ができなくなり、朝鮮学校の卒業生の進路が限られたものになっている。教員と呼ばれる職員も日本の教員免許を持っていない

者がほとんどであり、また教育内容も歴史的事実に反する歴史教育や反日教育などが行われており、近年問題となっている。さらに日本人の拉致事件に深く関与した金親子の肖像画を掲げて、金親子を崇拝するような思想教育もなされており、日本にとって朝鮮学校の教育には公益性が認められないか、その公益性が僅かであることは明らかであり、日本国並びに日本国民に対する反社会性・反公益性は顕著である。

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（地方自治法第 232 条の 2）にも違反している。

日本国は朝鮮籍の子どもの公立学校への入学を認めているから、日本国民の税金を使って朝鮮の民族教育を補助する必要性もない。あえて朝鮮の民族教育を受けさせるのであれば、自分たちのお金で受けさせれば良く、その費用がない朝鮮人は日本の公立学校に通わせれば良いのである。

これらの理由により、朝鮮学校への補助金の交付は不当であり、大阪市長に対し、大阪市内にある朝鮮学校 8 校に対して交付した平成 21 年度 27,000,000 円と平成 22 年度 26,500,000 円の返還を求めること、及び今後の補助金の交付を行わないことを求めること。

- 事実証明書・平成 22 年 7 月 20 日付け質問状及びそれに対する平成 22 年 7 月 22 日付け総務局長名の回答文
- ・昭和 40 年 12 月 28 日付け文部事務次官通知とされる文書を含む資料
  - ・朝鮮学校一覧

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

## 2 請求の受理

地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これをすることができないとされている。

本件請求のうち、平成 21 年度分の本件補助金については、支出各行為から既に 1 年が経過しているが、請求人は、期間徒過の正当理由について何ら主張していないことから、平成 22 年度分の本件補助金について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成 22 年度に学校法人大阪朝鮮学園（以下、「朝鮮学園」という。）に対して支

出された本市補助金（以下、「本件補助金」という。）について、本市職員等に違法不当な公金の支出があるかどうか。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 23 年 6 月 13 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・朝鮮学校の高等部で使われている教科書には、10 ページに一度は金親子が登場し、反日教育も行われている。
- ・小学校の算数の教科書では、数の学習の例として日本兵の殺害数が出てくると聞いた。
- ・朝鮮学校の教育に公益性がないとする理由は、国交がないことと、民族教育の中で金親子の賛美や反日教育が行われていることである。

## 3 監査対象局の陳述

総務局を監査対象局とし、平成 23 年 6 月 27 日に総務局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

## 4 現地調査

平成 23 年 6 月 29 日に、市内 8 校の朝鮮学校のうち生野朝鮮初級学校の現況確認調査を行った。

# 第 3 監査の結果

## 1 事実関係の確認

### (1) 朝鮮学園及び各朝鮮学校

#### ア 朝鮮学園

朝鮮学園は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項に基づく学校法人として大阪府知事の認可を受けている。

#### イ 各朝鮮学校

大阪市内には、朝鮮学園が設置する学校が 8 校あり、それぞれ学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条第 1 項に基づく各種学校として大阪府知事の認可を受けている。

また、初・中級学校の学則においては、「学校教育法に基づき、本校に入学する在日朝鮮人子女に対し初等、前期中等教育に準ずる教育を施し」と定められて

いる。

(ア) 初級学校

初級学校の学齢は、日本の小学校と同じである。また、その教育課程（週当たり時間数）は次のとおりである。

科目	学年	1	2	3	4	5	6
社会				1	2	2	2
国語		10	9	8	8	7	7
朝鮮歴史							2
朝鮮地理						2	
算数		4	5	5	6	5	5
理科				3	3	3	3
日本語		4	5	5	5	5	5
保健体育		2	2	2	2	2	2
音楽		2	2	2	2	2	2
図画工作		2	2	2	2	2	2
計		24	25	28	30	30	30

(参考・日本の小学校の標準授業時数・週当たり)

科目	学年	1	2	3	4	5	6
国語		9	9	7	7	5	5
社会				2	2.6	2.9	3
算数		4	5	5	5	5	5
理科				2.6	3	3	3
生活		3	3				
音楽		2	2	1.7	1.7	1.4	1.4
図画工作		2	2	1.7	1.7	1.4	1.4
家庭						1.7	1.6
体育		3	3	3	3	2.6	2.6
道徳		1	1	1	1	1	1
特別活動		1	1	1	1	1	1
総合的な学習の時間				2	2	2	2
外国語活動						1	1
計		25	26	27	28	28	28

(イ) 中級学校

中級学校の学齢は、日本の中学校と同じである。また、その教育課程（週

当たり時間数) は次のとおりである。

科目	学年	1	2	3
社会		2	2	4
国語		5	5	5
作文		1	1	1
朝鮮歴史			2	
朝鮮地理		2		
数学		4	4	5
理科		4	4	4
日本語		5	4	4
英語		4	5	5
保健体育		2	2	2
音楽		1	1	1
美術		1	1	1
家庭		1		
情報基礎			1	
計		32	32	32

(参考・日本の中学校の標準授業時数・週当たり)

科目	学年	1	2	3
国語		4	3	3
社会		3	3	2.4
数学		4	3	4
理科		3	4	4
音楽		1.3	1	1
美術		1.3	1	1
保健体育		2.6	2.6	2.6
技術・家庭		2	2	1
外国語		3	3	3
道徳		1	1	1
特別活動		1	1	1
選択教科等		0~0.4	0.4~1.4	0.3~2
総合的な学習の時間		1.4~1.9	2~3	2~3.7
計		28	28	28

このほか、朝鮮学校を卒業しても日本の学校の卒業資格は得られず、卒業資格

を得るためには、中学校卒業程度認定試験などに合格することが必要である。

## (2) 補助金に関する法令等

### ア 日本国憲法（昭和 21 年憲法）

第 89 条において、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。

### イ 地方自治法

法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。

### ウ 大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）

規則の主な内容は、次のとおりである。

#### (ア) 目的

第 1 条において、この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。

#### (イ) 補助金等の交付の決定

第 5 条において、市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとするとしている。

#### (ウ) 決定の通知

第 7 条において、市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとするとしている。

#### (エ) 実績報告

第 14 条において、補助事業者は、補助事業等が完了したとき等は、収支決算書又はこれに相当する書類等を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならないとされている。

#### (オ) 補助金等の額の確定等

第 15 条において、市長は、補助事業等の完了等に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等

により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとするとしている。

(カ) 決定の取消し

第 17 条において、市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

(キ) 補助金等の返還

第 18 条において、市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとするとしている。

(ク) 不当干渉等の防止

第 23 条において、補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者に対して干渉してはならないとされている。

(3) 朝鮮学園に係る補助金の手続等

ア 義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱（平成 3 年 4 月制定、平成 20 年 12 月改正）

朝鮮学園への補助については、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱（以下「本件補助金要綱」という。）において定められており、要綱の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 目的

第 1 項において、本件補助金要綱は、大阪市補助金等交付規則に基づき、外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校（以下「各種学校」という。）の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため、本市が行う助成措置について必要な事項を規定するものとしている。

(イ) 交付対象及び交付対象経費

第 2 項において、補助金交付の対象者は、本市内において各種学校を設置する私立学校法に定める学校法人（以下「学校法人」という。）とするとしている。また、第 3 項において、交付対象経費は、各種学校における学校教育の目的を達成するために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営（以下「補助金交付対象事業」という。）のために必要な経費とするとしている。

(ウ) 補助金の金額

第4項において、補助金額は、各種学校を設置する学校法人ごとに決められた予算の範囲内において決定するものとし、前項に規定する経費の2分の1を上限とするとされている。

(エ) 申請

第5項において、補助金の交付を受けようとする学校法人は、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付申請書に次の書類を添えて、補助金を受けようとする会計年度の5月末までに、市長に提出しなければならないとされている。

- ①予算書（当該年度のもの）
- ②財産目録
- ③収支計算書（前年度のもの）

(オ) 決定の通知

第8項において、市長は、申請の内容を審査し、補助金交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書を、申請を受理してから60日以内に、当該申請をした学校法人に対して交付するとされている。

(カ) 実績報告

第14項において、補助金の交付を受けた学校法人は、交付の日の属する会計年度の補助金交付対象事業が完了した場合等は、交付の日の属する会計年度の末日までに、義務教育に準じる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付対象事業の実績報告書を市長に提出しなければならないとされている。

(キ) 補助金額の確定

第15項において、市長は、補助金交付対象事業の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る補助金交付対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、補助金額確定通知書を交付するとされている。

(ク) 補助金の精算

第16項において、補助金の交付を受けた学校法人は、補助金の額の確定により、あらかじめ提出した決算報告書に表記された精算金額と相違がある場合は、速やかに補助金精算書を作成しなければならないとされている。

(ケ) 決定の取消し

第17項において、市長は、補助金の交付を受けた学校法人が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に



違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

#### (コ) 補助金の返還

第 18 項において、市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、取消しに係る通知の日から 30 日以内にその返還を求めるものとされている。

#### イ 平成 22 年度における朝鮮学園に係る補助金の手続等

##### (ア) 交付申請

平成 22 年 11 月 15 日付けで、朝鮮学園理事長から市長あてに、「義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付申請書」が提出され、同申請書には、予算書（本年度）、貸借対照表及び収支計算書（前年度）のほか、交付対象学校、生徒児童数・専任教員数の一覧表及び学校ごとの補助金交付の対象事業・金額等が記載された書類が添付されていた。

添付されていた書類によると、東大阪朝鮮中級学校は柔道室畳 89,250 円など合計 14,323,540 円を、中大阪朝鮮初・中級学校は教材用図書 300,000 円など合計 5,120,000 円を、北大阪朝鮮初・中級学校はコピー用紙等 650,000 円など合計 7,126,120 円を、南大阪朝鮮初級学校は輪転機リース代 90,000 円など合計 4,960,000 円を、生野朝鮮初級学校はバスリース代 302,400 円など合計 23,115,470 円を、大阪朝鮮第 4 初級学校はコピー機リース料 529,200 円など合計 4,792,300 円を、城北朝鮮初級学校は教材用コピー用紙等 340,000 円など合計 4,490,000 円を、大阪福島朝鮮初級学校は歯科内科検診 50,000 円など合計 4,257,600 円をそれぞれ「補助金申請」として記載し、その「申請合計」は、68,185,030 円となっていた。

##### (イ) 交付決定

平成 23 年 1 月 27 日付けで、市長から朝鮮学園理事長あて、「補助金交付決定通知書」が出され、平成 22 年度義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金として 26,500,000 円を交付される旨通知された。（同年 2 月 16 日付けで概算払いにより朝鮮学園理事長に対し 26,500,000 円が支出された。）

##### (ウ) 実績報告

平成 23 年 3 月 31 日付けで、朝鮮学園理事長から市長あて、「義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付対象事業の実績報告書」が提出され、添付されていた「実績合計」によると、そ

それぞれの学校における支出金額は、東大阪朝鮮中級学校がガラス修理 21,000 円など 9,958,808 円、中大阪朝鮮初・中級学校がバス維持費代（ガソリン）347,799 円など 4,093,589 円、北大阪朝鮮初・中級学校がガソリン代 8,000 円など 6,793,517 円、南大阪朝鮮初級学校が輪転機リース代 48,825 円など 6,399,331 円、生野朝鮮初級学校がバスリース代 302,400 円など 19,712,562 円、大阪朝鮮第4初級学校が電子ピアノ 177,660 円など 5,581,160 円、城北朝鮮初級学校が教材用コピー用紙等 129,939 円など 2,957,457 円、大阪福島朝鮮初級学校が校内夜間警備委託料 327,600 円など 3,075,053 円の合計 58,571,477 円となっていた。

また、添付資料として、経費の支出を確認するための領収書の写し等が添付されていた。

#### (エ) 補助金額の確定

平成 23 年 5 月 9 日付けで、市長から朝鮮学園理事長あてに、補助金額確定通知書により、確定金額として 26,500,000 円が通知された。

#### (4) 監査対象局による実地調査

監査対象局は、平成 23 年 1 月 24 日には大阪福島朝鮮初級学校に対して、また同月 25 日には東大阪朝鮮中級学校に対して、実地調査を行い領収書類の確認や購入物品・工事箇所の確認等を行った。

#### (5) 現地調査の状況

現地調査においては、生野朝鮮初級学校及び朝鮮学園からの聞き取り、朝鮮語で記載された教科書の確認、各教室や工事箇所等の校内視察を行った。

##### ア 生野朝鮮初級学校及び朝鮮学園からの説明

生野朝鮮初級学校及び朝鮮学園から概ね次のような説明がなされた。

- ・教育費については、運営費、学校維持費、図書費、衛生費、学級費、燃料費、バス通学費を含め、月額 16,400 円であること
- ・使用されている教科書については、日本の小学校の教科書と大きく異なるものではないが、朝鮮歴史と朝鮮地理の教科書は独自のものであること
- ・教員資格については、日本の教員資格を保有している場合か、朝鮮大学の教職課程を修了している場合に、教員になることができるが、初・中級学校では日本の教員資格を保有している者はほとんどいないこと
- ・中級学校の卒業生の進路は、約 8 割が大阪朝鮮高級学校に進学し、約 2 割がその他の高校へ進学していること
- ・教室によっては、金日成氏を含む絵画が掲げられているが、どのような掲示を行うかは担当の教員の裁量に委ねられていること

##### イ 校内視察

校内視察においては、同校の説明により補助対象となった事業について次のような確認を行った。

- ・フロントドア及びトイレ修理工事の工事箇所とされる場所の確認を行った。
- ・幼稚園園舎防水工事及び駐輪場拡張工事の工事箇所とされる場所の確認を行った。
- ・校舎外壁修繕工事の工事箇所とされる場所の確認を行った。
- ・購入したとされるバスの存在について確認を行った。

このほか、普通教室に金日成氏を含む絵画が掲げられていたことを確認した。

## 2 監査対象局の陳述内容等

本市では、法第 232 条の 2 及び私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 16 条において準用する同法第 10 条の規定により、外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため、市内に 8 校ある朝鮮学校の設置者として朝鮮学園に対し助成を行っている。

朝鮮学園は、私立学校法第 64 条第 4 項に規定する学校法人として、朝鮮学校は学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校として、大阪府知事から認可を受けている。

助成措置については、大阪市補助金等交付規則及び大阪市義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱に従って手続きを行っており、各種学校における学校教育の目的を達成するために必要な教具・施設の整備、並びに学校の維持運営のために必要な経費を対象として補助金を交付している。

補助金額については、予算の範囲内において決定し、交付対象経費の 2 分の 1 を上限としており、平成 21 年度については 27,000,000 円、平成 22 年度については 26,500,000 円、平成 23 年度予算額は 26,500,000 円となっている。

今回の監査請求は、本市が平成 21 年度及び平成 22 年度に朝鮮学校 8 校及び朝鮮学園に対して補助金を支出したことが、憲法第 89 条乃至法第 232 条の 2 違反にあたるとして、補助金の返還と、今後の補助金の交付を行わないことを求めた事案である。

本件補助金の支出は、私立学校振興助成法第 10 条及び第 16 条並びに法第 232 条の 2 の規定により行ったもので適法なものであるが、請求人から本件補助金の支出が憲法第 89 条乃至法第 232 条の 2 違反にあたるとの主張があったので、その点について関係局として説明する。

まず、本件補助金の支出が憲法第 89 条に違反しているという点について、外国人学校が私立学校法第 3 条又は第 64 条第 4 項に規定する法人により設置された教育機関であって、学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校として認可されたもので

ある場合には、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法による収容定員の是正命令、予算の変更勧告、役員了解職勧告等の規定の適用があり、このような国又は地方公共団体の特別の監督関係の下におかれる教育の事業については、憲法第89条にいう「公の支配」に属すると解されるとされている。

朝鮮学園は、学校教育法に規定される学校法人であり、市内朝鮮学校8校も学校教育法に規定される各種学校として大阪府知事から認可されており、国又は地方公共団体の特別の監督関係の下におかれている。

このため、憲法第89条にいう、公の支配に属すると解され、本件補助金は憲法第89条に違反していないと考えている。

なお、千葉地方裁判所の平成21年4月24日判決や、平成23年3月28日付けの大阪府の「朝鮮学校に対する補助金に係る住民監査請求に係る監査結果」においても、同様の判断がなされている。

次に、朝鮮学校の教育には公益性がなく、本件補助金の支出は、法第232条の2に違反しているという点について、福島地方裁判所の平成2年10月16日判決によると、公益上の必要性についての判断は、住民全体の福祉の向上という理念に照らして、当該寄付又は補助の目的が正当であるか、その態様、程度が相当であるかなど、諸般の事情を考慮して判断されるべきであるが、その当否の判断については、当該地方公共団体の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であるから、その判断が著しく不合理で、裁量権を逸脱又は濫用していると認められる場合のみ違法となるというべきであるとされている。

請求人は、朝鮮学校における教育が義務教育としての要件を満たしていないこと、思想教育が行われていること、請求人陳述の場で述べられていた日本との間に国交がないこと等を理由に公益性がないと主張しているが、本件補助金は、外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため、市内にある朝鮮学校8校を対象として補助金を支出しているものであり、その目的において公益性を有していると言え、その額についても、生徒一人あたりの補助金の額は、他の政令指定都市と比べても突出して高いものではなく、裁量の逸脱にはあたらないと考えている。

また、各種学校の認可等に関する権限は大阪府にあるが、大阪府知事は、本件補助金の対象となっている市内朝鮮学校8校を各種学校として、また、朝鮮学園を学校法人として認可している。

これに加え、地方自治法第232条の2及び私立学校振興助成法第16条において準用する同法第10条の規定に基づき「私立外国人学校振興補助金」を市内朝鮮学校8校に対して交付していることから、本件補助金が公益性を有していると考えられる。

次に、交付手続については、本件補助金は、大阪市補助金交付規則及び義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱に従って交付手続を行っており、補助金が適正に使われているかについては、実績報告書及び添付されている領収書類等を精査し、確認を行っている。請求人は、措置請求書の中で、本件補助金を交付することが北朝鮮への財政援助に繋がると述べているが、そのような事実は見受けられなかった。なお、実績報告の確認により一層の慎重を期するため、平成22年度から領収書類の確認に加え、実地調査を併せて行っている。

また、本件補助金は、本市の独自事業であるが、国における授業料無償化の朝鮮学校への適用並びに大阪府における補助金適用の可否についての議論、さらに北朝鮮による砲撃事件の発生などにより、国・大阪府の動向を注視していたため、平成22年度補助金交付については、要綱に定めるスケジュールより遅延する形で執行している。

最後に、本件補助金は、何ら違法な点、不当な点はなく、適正に執行していると認識している。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求は、本件補助金について、憲法第 89 条に違反している、あるいは補助等に関し公益上の必要性を要するとして法第 232 条の 2 に違反しているとして、本市職員等による違法不当な公金の支出があるとしてなされたものと解される。

#### (1) 憲法第 89 条違反とする請求人の主張について

請求人は、本件補助金が「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とする憲法第 89 条に違反していると主張する。

しかしながら、請求人の主張は、ことさら憲法の条文のみを取り上げ、抽象的に補助金支出にかかる違憲性の判断を求めるものと言わざるを得ず、個別具体的に摘示された財務会計上の行為の違法不当性を判断し、その是正を目的とする法第 242 条に規定する住民監査請求にかかる監査委員の職務権限には必ずしもなじむものではないと解するほかない。

#### (2) 法第 232 条の 2 違反とする請求人の主張について

請求人は、下記のアからエの理由により、朝鮮学校の教育は公益性がないか、あっても僅かであり、日本国並びに日本国民に対する反社会性、反公益性は顕著で

ある旨主張する。

これらの主張に対して、監査対象局は、公益上の必要性の判断は諸般の事情を考慮してなされる当該地方公共団体の裁量に委ねられており、裁量権の逸脱・濫用があった場合のみ違法となるとする裁判例を引用したうえで、本件補助金は本件補助金要綱のとおり、その目的において公益性を有しており、生徒1人あたりの補助額も他の政令指定都市に比べ突出して高いものではなく、学校法人、各種学校の認可権限を有する大阪府もそれぞれの認可を行うとともに補助金を交付している旨主張する。

以下、請求人の各主張につき、判断を行うこととする。

#### ア 朝鮮学校の位置づけ

請求人は、朝鮮学校は学校教育法に基づく学校ではなく、各種学校と同じ扱いであり、義務教育としての要件を満たさない旨主張する。

これに対し、監査対象局は、朝鮮学園及び朝鮮学校は、私立学校法及び学校教育法により認可された法人及び各種学校であり解散命令及び閉鎖命令等の規定が適用され、かつ同校学則において「学校教育法に基づき、本校に入学する在日朝鮮人子女に対し初等、前期中等教育に準ずる教育を施し」と定めていることなどにより、「義務教育に準じた教育」を実施していると判断している旨説明する。

この点、本件補助金要綱によれば、本件補助金は外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人を対象者としたものであるから、義務教育としての要件を満たさないことは、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

#### イ 卒業資格及び卒業生の進路について

請求人は、朝鮮学校を卒業しても日本の小学校を卒業した資格すら得られず、そのことによって、一般の企業などへの就職ができなくなり、朝鮮学校の卒業生の進路が限られたものになっている旨主張する。

これに対して、監査対象局は、朝鮮学園からは、中級学校卒業後、約8割が朝鮮高級学校に進学し、約2割が府立高校等の日本の高校に進学しているとの説明を受けている旨説明する。

この点、卒業資格を得られないことや卒業生の進路は補助金の要件に関わりはなく、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

#### ウ 教員免許について

請求人は、教員と呼ばれる職員も日本国の教員免許を持っていない者がほとんどである旨主張する。

これに対して、監査対象局は、市内朝鮮学校8校は各種学校であるため、各種学校の教員の要件として日本の教員免許は求められていない旨説明する。

この点、朝鮮学校は学校教育法上各種学校であるから、監査対象局が主張するように、教員が教員免許を保有する必要はなく、補助金の要件に関わるものではないので、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

なお、請求人は明確に主張するものではないが、アからウの主張が、仮に当該補助金を必要とした判断そのものについて長による裁量権の逸脱・濫用であるとの主張と解するとしても、判例によれば、補助の要否についての「決定は、事柄の性質上、当該地方公共団体の地理的・社会的・経済的事情及び各種の行政施策の在り方等の諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性の判断に当たっては、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される」が、「法 232 条の 2 が地方公共団体による補助金等の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、右裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされており、この点、本件補助金について検討するに、監査対象局による説明や本件補助金が市会の議決を経ていることを考慮すれば、請求人の主張から、市長に裁量権の逸脱・濫用があったとまでは言えない。

#### エ 教育内容について

請求人は、教育内容も歴史的事実に反する歴史教育、日本を敵視するようないわゆる反日教育が行われている旨、また、日本人の拉致事件に深く関与した金親子の肖像画を掲げて、金親子を崇拝するような思想教育もなされている旨主張する。

これに対して、監査対象局は、平成 23 年 1 月 24・25 日に行った実地調査においても、反日教育が行われている、あるいは金親子を崇拝するような思想教育がなされていることを明らかにする具体的な事実・証拠は存在せず、また、会計書類の確認においても、北朝鮮との経済上のつながりを示すものは存在しなかった旨説明する。

この点、現地調査においても、朝鮮学校からの聞き取り並びに朝鮮語で記載

された教科書の確認などにおいては、請求人が主張するような歴史的事実に反する歴史教育やいわゆる反日教育が行われているという明白な事実までは確認できなかった。また、現地調査では普通教室に金日成氏を含む絵画が掲げられていたことは確認できたが、思想教育が明らかに行われていると認めるに足る事実は確認できなかった。

そうすると、いずれにしても、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出があったとまでは言えない。

#### 4 結 論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。

#### (意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査対象局は、当該補助金の創設経緯について文書の保管年限の経過などにより必ずしも明確ではない旨説明するなど漫然と当該補助金を交付し続けているのでないかという感も否めない。本市の厳しい財政状況を考慮すれば、補助金の交付については市長に一定の裁量が認められているとはいえ、この際、当該補助金に関する市民への説明責任を果たす観点から、当該補助金の目的等について検証し、公益上の必要性の有無について改めて検討を行うとともに、補助対象事業の内容及び状況等についても検証し、補助のあり方そのものについても見直しを検討すべきである。

なお、補助金の支出にあたっては、監査対象局において実績報告書等により補助対象経費にあたるか否かの確認を行うべきことは言うまでもない。

しかしながら、平成 22 年度の本件補助金においては、初級学校に隣接する幼稚園に係る工事代金が補助対象として申請されていたにもかかわらず補助対象経費に含まれていたケースなど実績報告書等の確認が不十分であるケースが数多く見受けられたところである。

監査対象局においては、平成 22 年度に支出した本件補助金に係るすべての実績報告書等について改めて確認を行い、適切な措置を講じるべきである。